

(仮称) 太白CC太陽光発電事業に係る

事後調査計画書 (案)

(公開版)

令和 5 年 7 月

株式会社ブルーキャピタルマネジメント

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	: 株式会社ブルーキャピタルマネジメント
代表者の氏名	: 代表取締役 原田 秀雄
主たる事務所の所在地	: 東京都港区赤坂二丁目 16 番 19 号

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

本事業は、宮城県仙台市太白区秋保町内のゴルフ場跡地に計画しており、仙台市の郊外部の山間地の中でも全天日射量(年平均値)が比較的良好な地域の太陽電池発電事業である。本事業の実施により地球温暖化防止に寄与するとともに、送電網強化や蓄電池の設置により地域のインフラの充実を担うことを目指している。

以上の背景のもと、本地区において、ゴルフ場跡地を利用した出力 48,000KW の太陽電池発電事業を実施する。事業の実施により、年間約 6,000 万 KWH の発電量が得られ、これは約 15,000 世帯が通年で使用する電気に相当する。このように本事業は、再生可能エネルギー導入促進、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策、さらには、環境負荷が少なく安定的な分散型電源の設置により防災力の向上に寄与するとともに、地域経済の活性化に貢献し、仙台市の復興、未来に向けたまちづくりに資することを目的とする。

2.2 対象事業の内容

1. 特定対象事業の名称

(仮称) 太白 CC 太陽光発電事業

2. 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

太陽電池

3. 特定対象事業により設置される発電所の出力

特定対象事業により設置される発電所の出力等は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 特定対象事業により設置される発電所の出力等

項目	内容
太陽電池出力(発電端)	最大総出力 48,000KW(交流)、51,000KW(直流)
太陽電池発電機の枚数	78,540 枚
太陽電池パネルの単機出力	約 650W
対象事業実施区域面積	約 116HA

2.3 対象事業実施区域

対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は図 2.3-1 のとおりである。また、土地利用の状況は図 2.3-2 のとおりである。

- ・宮城県仙台市太白区秋保町湯元、秋保町境野(図 2.3-1)
- ・敷地面積: 約 116HA

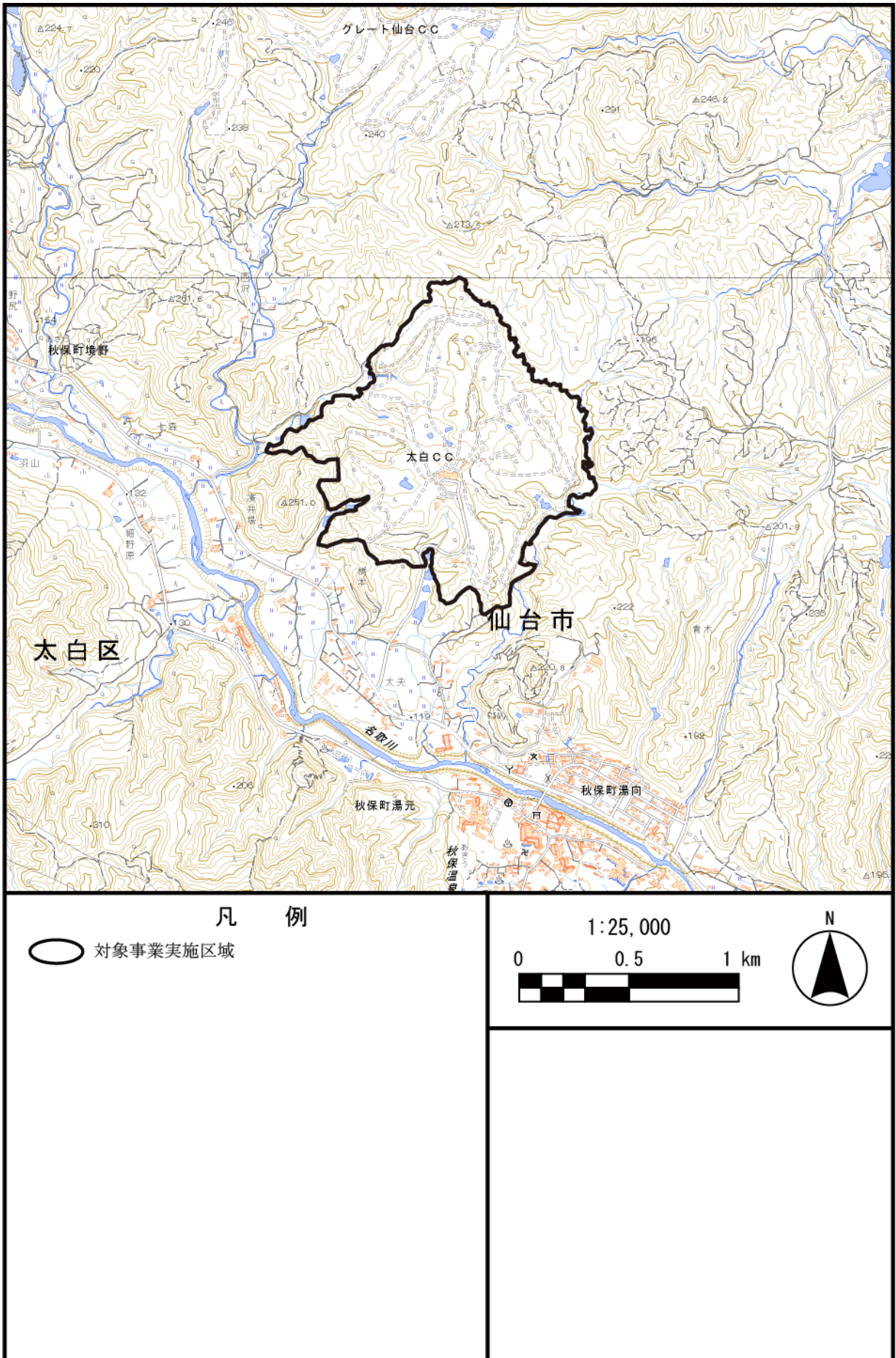
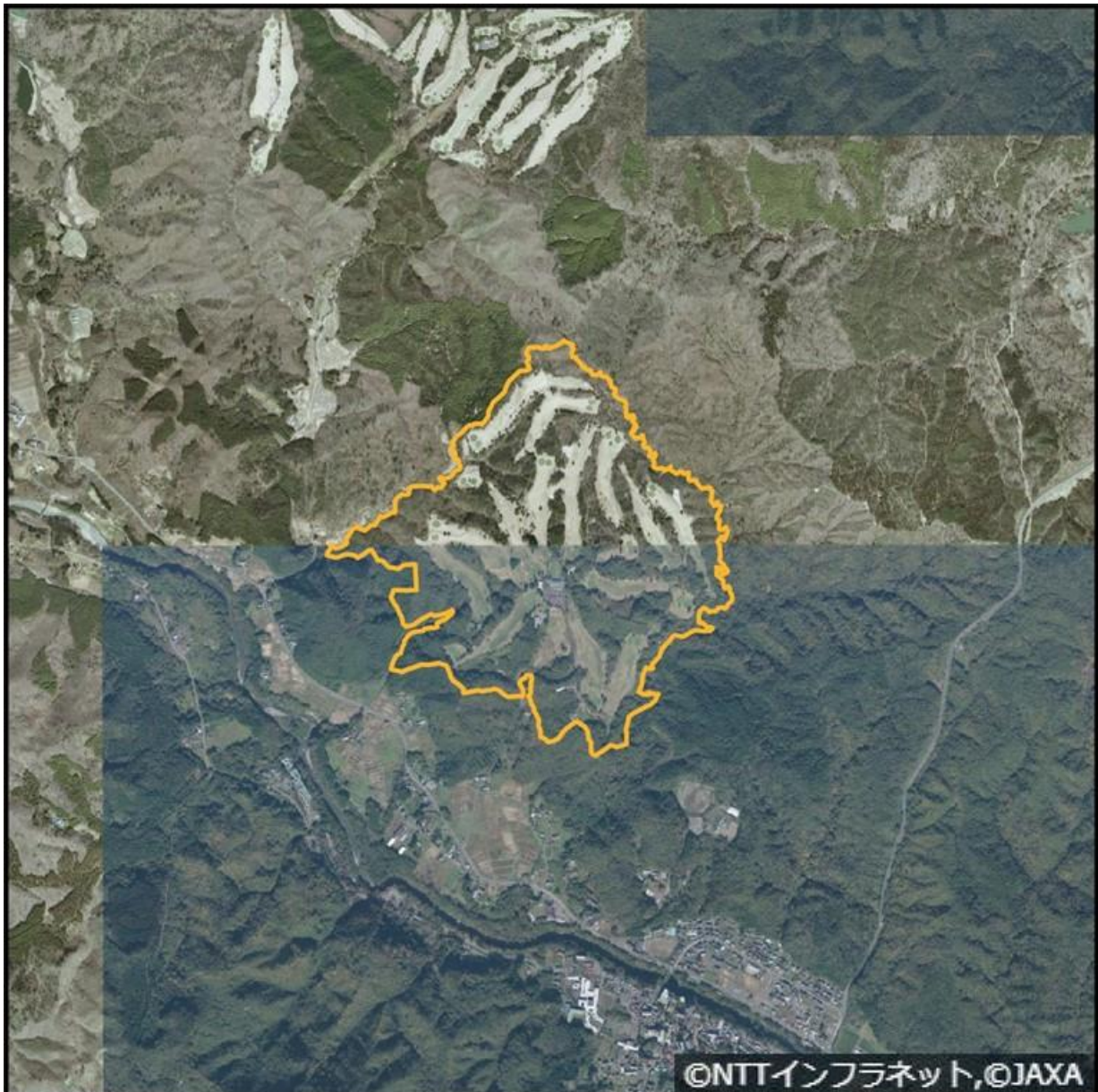


図 2.3-1(2) 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況（拡大）




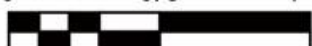

<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p> 対象事業実施区域</p>	<p style="text-align: center;">1:25,000</p> <p style="text-align: center;">0 0.5 1 km</p>  <div style="text-align: right;">  </div>
<p>注：右上及び右下の部分は 2019 年 5 月、 上記以外は 2013 年 4 月に撮影した 写真である。</p>	

図 2.3-2(1) 土地利用の状況





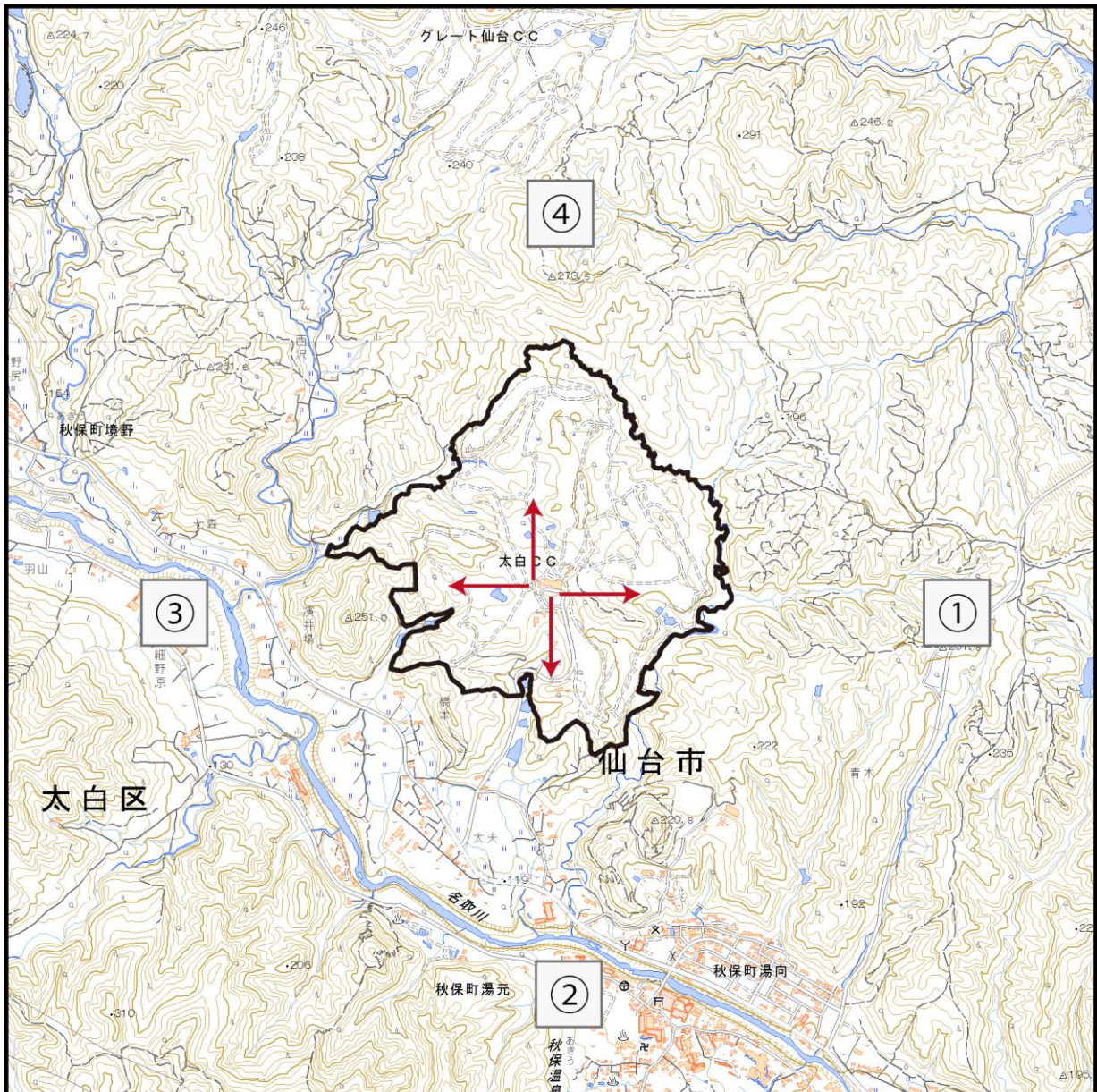
地点番号	写 真
① (東方向)	
② (南方向)	
③ (西方向)	
④ (北方向)	

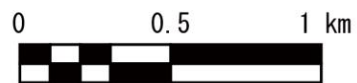
図 2.3-2 (2) 土地利用の状況



凡 例

○ 対象事業実施区域

1:25,000



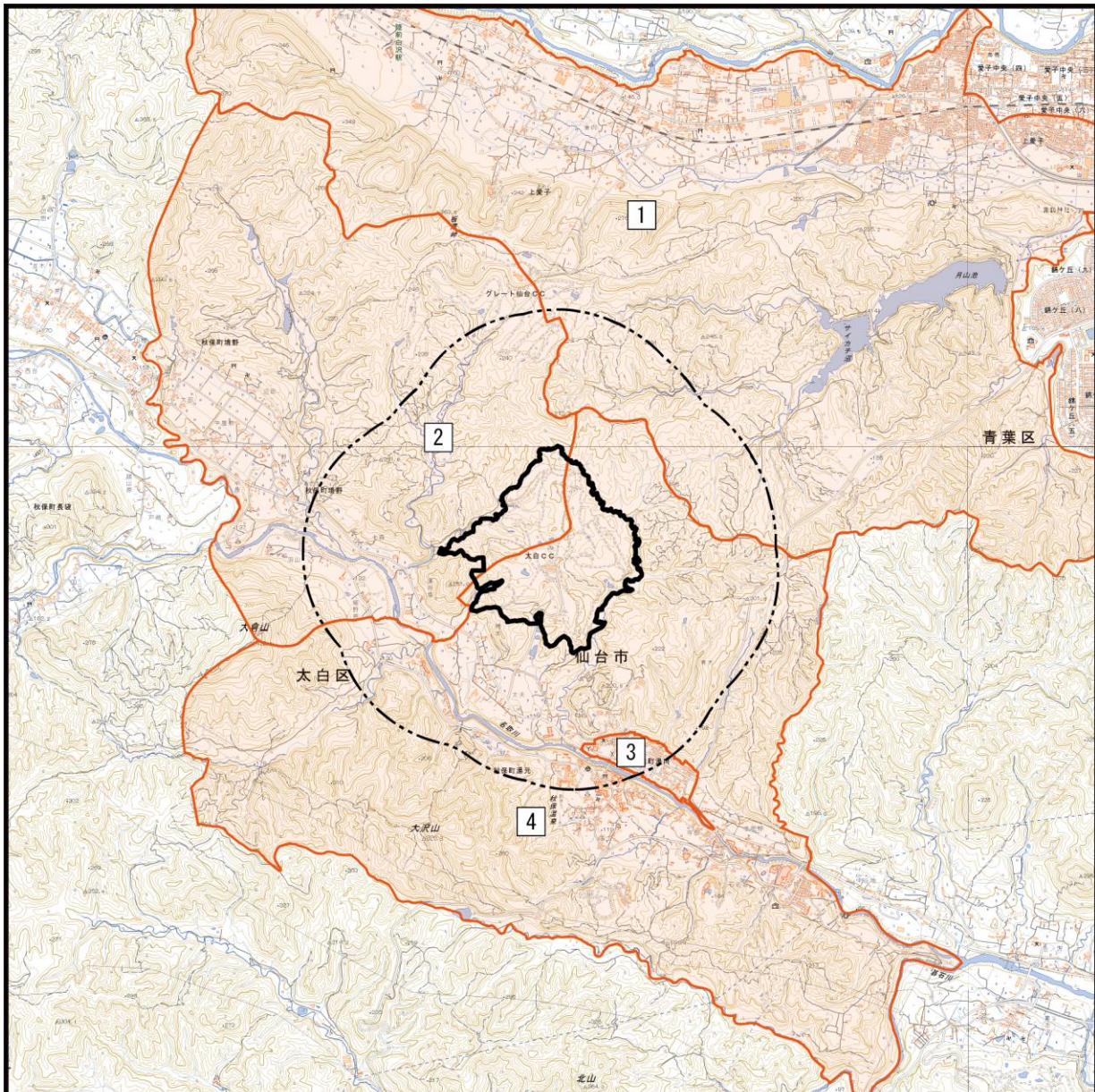
注：①～④は地点番号、矢印は撮影方向を表しており、図 2.3-2(2)に対応している。

図 2.3-2(3) 土地利用の状況




第3章 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業に係る環境影響を受ける 範囲と認められる地域の範囲及びその概況

3.1 関係地域の範囲

関係地域は、太陽電池発電所に係る環境影響評価のうち、供用後の影響が最も広範囲に及ぶと考えられる範囲として図 3.1-1 のとおり、対象事業実施区域から約 1,000M を対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲（関係地域）として設定した。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域より1000mの範囲
-  町界

1:50,000



No	市区名	町丁目
1	仙台市青葉区	上愛子
2		秋保町境野
3	仙台市太白区	秋保町湯向
4		秋保町湯元

図 3.1-1 計画地の位置及び関係地域の範囲

3.2 地域の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。対象事業実施区域及びその周囲における主な地域特性は表 3-1、関係法令等による規制状況のまとめは表 3-2 のとおりである。

表 3-1 主な地域特性

環境要素の区分	主な地域特性
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> ・新川地域気象観測所における令和 3 年の年平均気温は 10.9℃、年間降水量は 1,419.5MM、年平均風速は 1.9M/S、年間日照時間は 1,368.3 時間、降雪の寒候年合計は 334CM である。 ・対象事業実施区域の近傍の一般環境大気測定局である「広瀬」においては、令和 2 年度の測定項目のうち、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質が環境基準を達成している。 ・対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音は、宮城県及び仙台市において公表された測定結果はない。 ・対象事業実施区域及びその周囲における令和 2 年度の自動車騒音の面的評価結果では対象事業実施区域の近傍の仙台山寺線では、対象戸数すべてで昼間において環境基準値を下回っている。 ・対象事業実施区域及びその周囲における環境振動及び道路交通振動は宮城県及び仙台市において公表された測定結果はない。 ・対象事業実施区域の南南東約 600M の位置に湯元小学校及びグループホームほくとの里、南東約 1,000M の位置に湯元保育園がある。また、対象事業実施区域の周囲には住居地域が存在する。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の南側には一級河川の名取川があり、その周辺に多くの支流が分布している。 ・河川の水質の状況として、令和 2 年度における河川の水質汚濁の代表的な指標となる生物化学的酸素要求量 (BOD) の測定値は、類型指定がある 6 地点全てで環境基準に適合しており、健康項目は全て環境基準に適合している。
その他の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域は北側が褐色森林土壌（赤褐色系）、南側が乾性褐色森林土壌から形成されている。 ・対象事業実施区域は大起伏丘陵地等からなっている。 ・対象事業実施区域は凝灰岩泥岩互層で、一部凝灰岩質岩石等からなっている。 ・対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形の状況は、「日本の地形レッドデータブック第 1 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12 年）によると、「蕃山丘陵の里山景観」が保存すべき地形として存在しており、「日本の典型地形」（国土交通省国土地理院 HP、閲覧：令和 4 年 4 月）によると、「磊々峡」等が典型地形として存在している。また、対象事業実施区域及びその周囲において、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）によると「大倉山」等が存在している。また、「文化財保護法」等により選定された天然記念物は存在しない。
動植物生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の重要な種は、哺乳類で 29 種、鳥類で 88 種、爬虫類で 10 種、両生類で 14 種、昆虫類で 139 種、魚類で 29 種の合計 309 種が確認されている。 ・植物の重要な種は 103 科 423 種が確認されている。 ・対象事業実施区域の環境類型としては、二次林、植林地の樹林環境、耕作地及び河川等が分布しており、一部に草地・低木林が見られる。 ・対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場としては、植生自然度 9 及び 10 に該当する植生、自然公園、保安林、国指定の天然記念物（イヌワシ及びカモシカの生息地）、宮城県自然環境保全地域、仙台市の動物生息地及び植物生育地として重要な地域等が分布している。
景観 人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周囲における主要な眺望点としては、希少なアカマツの美林に囲まれた「湯元公園」、「大倉山」、「湯元小屋館跡自然庭園」等の 5 地点が挙げられる。 ・対象事業実施区域及びその周囲における景観資源の状況としては、非火山性弧峰の「大倉山」、巨石を刻んで流れる峡谷の「磊々峡」等の 9 地点が存在する。 ・対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場としては、「サカイチ沼」、「磊々峡」等の 9 地点が挙げられる。
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度の一般廃棄物の総排出量は、仙台市が 388,276T、川崎町が 2,603T となっている。 ・対象事業実施区域から 50KM の範囲に、産業廃棄物の中間処理施設が 287 施設、最終処分場が 17 施設存在している。
放射線の量	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の最寄りの測定局の「秋保総合支所」における令和 3 年度の空間線量率は、0.035µSV/H である。

表 3-2 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			仙台市	川崎町	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	×
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	○	×
	ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	○	×	×
	広瀬川の清流を守る条例	環境保全区域、水質保全区域	○	—	○	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	○	×
		水質類型指定	○	○	○	×
	大気汚染防止法	規制地域	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	○	×	○	○
	振動規制法	規制地域	○	×	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	○	○
	土壌汚染対策法	指定区域	○	×	○	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
	宮城県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
	宮城県自然環境保全条例	自然環境保全地域、緑地環境保全地域	○	○	○	×
	杜の都の環境をつくる条例	保存緑地	○	—	×	×
		保存樹木	○	—	○	×
		保存樹林	○	—	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	○	×	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	×
国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険箇所	○	○	○	×	

注：1. 指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なし、「—」は該当しないことを示す。
 2. 「○*」は、所在地が地域を定めず指定した天然記念物の種のみ指定があることを示す。

第4章 事後調査の計画

4.1 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間

1. 事後調査の項目

工事中及び運転開始後の事後調査の項目は基本的に表 4-1 に示す環境影響評価の項目として選定した項目とした。

表 4-1 環境影響評価の項目の選定

影 響 要 因 の 区 分				工 事 の 実 施			土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環 境 要 素 の 区 分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○				
			浮遊粒子状物質	○				
			粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○			○
		振動	振動	○	○			
	その他	低周波音					○	
	水環境	水質	水の濁り			○	○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		地盤	土地の安定性					
その他		反射光					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○	○	
	植物		重要な種及び重要な群落			○	○	
	生態系		地域を特徴づける生態系			○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物			○	○	
			残土			○		

注：1. (網掛け)は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「太陽電池発電所 別表第5」に示す参考項目である。

2. 「○」は、環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

3. 方法書から項目を追加した箇所はゴシック体で記載した。

(1) 工事中の事後調査

工事中の調査内容、方法、調査地域・地点及び調査時期・頻度等は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 工事中の事後調査の計画

影響要因	環境要素	調査内容	調査方法	調査地域及び地点	調査期間
工사용資材等搬出入車両	大気質	二酸化窒素 ^{*1}	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号) に定める測定方法とする。	図 4. 2-1 の沿道調査地点を基本とする。	工事開始 5~16 か月の 4 季各 1 週間
		浮遊粒子状物質 ^{*1}	浮遊粒子状物質濃度は「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号) に定める測定方法とする。		
		気象	風向風速は、「地上気象観測指針」(気象庁、平成 23 年) に準拠する。		
	大気質	降下ばいじん量	「環境測定分析法註解 第 1 巻」(環境庁、昭和 59 年) に定める測定方法	図 4. 2-1 の沿道調査地点(降下ばいじん量)、対象事業実施区域内の地点(気象)	工事開始 5~16 か月の 4 季各 1 か月間
		気象	風向風速は、「地上気象観測指針」(気象庁、平成 23 年) に準拠する。		
建設機械の稼働	騒音	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) に定められた環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731:1999) に基づいて等価騒音レベル (L_{Aeq}) を測定する。	図 4. 2-1 の沿道調査地点	工事開始 16 か月目の平日及び土曜日の各 1 日 (6~22 時)
	振動	道路交通振動	「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) に定められた振動レベル測定方法 (JIS Z 8735:1981) に基づいて時間率振動レベル (L_{10}) を測定する。		
	人触れ	人と自然との触れ合い活動の場	現地踏査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況及び利用環境の状況、アクセス状況を把握する。	図 4. 2-2 に示した地点等	工事開始 16 か月目に 1 日
	粉じん等	降下ばいじん量	気象	「環境測定分析法註解 第 1 巻」(環境庁、昭和 59 年) に定める測定方法	図 4. 2-3 に示した民家付近の 3 地点
風向風速は、「地上気象観測指針」(気象庁、平成 23 年) に準拠する。				図 4. 2-1 に示した 1 地点	
騒音		建設作業騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) 及び「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) に基づく、騒音レベル測定方法 (JIS Z 8731) に定められた測定方法により等価騒音レベル (L_{Aeq}) 又は時間率騒音レベル (L_{A5}) を測定	図 4. 2-3 に示した敷地境界 3 地点及び民家地点 3 地点。なお、測定場所が確保できない場合は現地調査を実施した地点の周囲	工事開始 9 か月目の 1 日 (6~22 時)
振動		建設作業振動	「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号) に定められた振動レベル測定方法 (JIS Z 8735:1981) に基づいて時間率振動レベル (L_{10}) を測定		工事開始 9 か月目の 1 日 (6~22 時)
造成等の施工による影響	水質	浮遊物質質量 (SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) に定められた方法	現地調査を実施した図 4. 2-1 に示す 4 地点	工事 2 年目の降雨時に 1 回
	動物	両生類	トウホクサンショウウオに関する環境保全措置として人工産卵池を設置する。(表 4-5 参照)	図 4. 2-4 に示す 2 地点	工事前又は工事中の仮設沈砂池が撤去前
			トウホクサンショウウオの人工産卵池における産卵状況及び幼生の生息状況を確認する。		人工産卵池設置後の 3 月、5 月
	植物	植物相	変更区域の重要な種(ヒメジャガ、ナガハシスミレ及びクリンソウ:表 4-6)を表 4-7 に移植を行う。	図 4. 2-5 に示す地点から図 4. 2-6 に示す地点に移植	工事 1 年目の 10 月~11 月又は工事開始直後
			移植した種の生育状況を確認する。	図 4. 2-6 に示す移植後の地点	工事 2 年目の開花時期 (6 月~7 月) に 1 回
廃棄物等	廃棄物及び残土	産業廃棄物の種類、発生量、有効利用の方法及び量、処分の方法及び量、また、残土の発生量及び最終処分量を把握する。	対象事業実施区域	工事期間中	

- 注: 1. *1 沿道で窒素酸化物及び浮遊粒子状物質を測定できる場所が確保できない場合は、沿道と沿道の影響を受けない地点で、二酸化窒素の簡易測定法を用いて測定を実施し、二酸化窒素の予測値と実測値を比較する。
2. 水質の調整池出口 12 地点の降雨時の浮遊物質質量の濃度測定は、安全が確保できないため実施しないこととした。
3. 準備書で移植すると予測したミクリは、変更区域に属するが生育環境を維持できることを確認したため、移植対象から外した。

(2) 運転開始後の事後調査

運転開始後の動植物・生態系の事後調査の方法、調査地域・地点及び調査時期・頻度等は表 4-3(1)、その他の環境要素については同様に表 4-3(2)のとおりである。

表 4-3(1) 運転開始後の事後調査等の計画

影響要因	環境要素	調査内容	調査方法	調査地域及び地点	調査期間
造成等の 施工による一時的な影響 地形変化及び施設 の存在	動物	哺乳類	フィールドサイン調査 小型哺乳類捕獲調査 自動撮影調査	図 4.2-7	春, 夏, 秋, 冬の 4 季 春, 夏, 秋の 3 季 春, 夏, 秋, 冬の 4 季
		鳥類	任意観察調査 ポイントセンサス法 ラインセンサス法 夜間録音調査	図 4.2-8	春, 夏, 秋, 冬の 4 季 春, 夏, 秋, 冬の 4 季 春, 夏, 秋, 冬の 4 季 春季の 1 季
		希少猛禽類	定点観察法	図 4.2-9	3 月～8 月に 3 日
		爬虫類	直接観察調査	図 4.2-10	春, 夏, 秋の 3 季
		両生類	直接観察調査	図 4.2-11	早春, 春, 夏, 秋 4 季
			トウホクサンショウウオの産卵状況、幼生の生息状況を確認	図 4.2-4	産卵時期 3 月及び幼生を 5 月に確認
		昆虫類	一般採集調査 ベイトトラップ法 ライトトラップ法	図 4.2-12	早春, 春, 夏, 秋 4 季 春, 夏, 秋の 3 季 夏の 1 季
		陸産貝類	一般採集法	図 4.2-13	夏季の 1 季
		魚類	目視観察及び捕獲調査	図 4.2-14	春, 夏, 秋の 3 季
	底生動物	定性採集調査 コドラート法(定量調査法)		春, 夏, 秋の 3 季	
	植物	植物相	目視観察調査	図 4.2-15(1)	早春, 春, 夏, 秋 4 季
			開花時期等を踏まえ 6 月～7 月頃に移植種の生育状況を確認	図 4.2-6	開花時期(6 月～7 月)とする。
		水生植物調査	目視観察調査	図 4.2-15(2)	※植物相調査同時
		植生	ブラウン・ブランケの植物社会学的植生調査法	図 4.2-15(3)	夏季の 1 季
		樹木・樹林等	直接観察調査	図 4.2-15	※植物相調査同時
	生態系	上位性注目種(ノスリ) ・生息状況 ・餌量調査	定点観察法による調査を実施し、生息状況や探餌、採餌行動、営巣等を記録	図 4.2-16	3 月～8 月の各月に 3 日間程度
			主要な環境毎にシャーマントラップ法から小型哺乳類を把握	図 4.2-17	春, 夏, 秋の 3 季
		典型性注目種(タヌキ) ・生息状況 ・餌量調査	タヌキの目視確認や痕跡(足跡、糞等)を記録	図 4.2-18	春, 夏, 秋, 冬の 4 季
			・昆虫類: ベイトトラップ法 ・土壌動物: コドラート調査(25CM×25CM の方形区)を行い、餌資源量を定量的に算出 ・タヌキの糞を適宜回収: 内容物の分析から餌種の出現率を算出	図 4.2-19	春, 夏, 秋の 3 季

表 4-3 (2) 運転開始後の事後調査等の計画

影響要因	環境要素	調査内容	調査方法	調査地域及び地点	調査期間
施設の稼働	騒音	等価騒音レベル (L_{Aeq}) 及び時間率騒音レベル (L_{A5})	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) 及び「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) に基づく、騒音レベル測定方法 (JIS Z 8731) に定められた測定方法	図 4.2-3 に示す敷地境界 3 地点及び民家 3 地点。なお、測定場所が確保できない場合は現地調査地点付近	発電所の運転が定常状態となる時期に 1 回
	低周波音	G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成 12 年) に定められた方法		
地形改変及び施設の存在	水質	浮遊物質質量(SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) に定められた方法	現地調査を実施した図 4.2-1 に示す水質調査地点 (4 地点)	運転開始後の降雨時に 1 回
	反射光	ソーラーパネルの視認状況	民家近傍からのソーラーパネルの視認状況を確認する。また、必要に応じて対象事業実施区域の周辺住民への聞き取り調査を実施する。	対象事業実施区域の主要な集落の民家近傍	運転開始後の晴天時に 1 回
	景観	眺望景観の状況	対象事業実施区域方向の写真撮影を実施する。	図 4.2-20 の眺望景観の予測地点 5 地点	運転開始後の観光期及び落葉期に 1 回
	廃棄物等	廃棄物及び残土	廃棄物の種類、発生量、有効利用の方法及び量、処分の方法及び量を把握する。	対象事業実施区域	運転開始後 1 年間とし、2~3 年目は当社 HP に結果を掲載

注：水質の調整池出口 12 地点の浮遊物質質量の降雨時の濃度測定は、安全が確保できないため実施しない。

(3) 事後調査報告書の作成

事後調査の結果は、環境影響評価書の調査、予測及び評価結果との比較等を行うとともに、環境保全措置等の実施状況を取りまとめて、事後調査報告書を作成する。

(4) 事後調査報告書の提出時期及び頻度

事後調査報告書を作成したときは遅滞なく市長に提出することとなっている。

工事中の事後調査報告書の提出時期は、工事開始後 27 か月目、運転開始後の事後調査報告書の提出時期は、運転開始後 15 か月目を予定している。

各項目の調査予定時期は表 4-4 のとおりである。なお、本事業の工事期間は 24 か月であり、試運転期間 1 か月を経て、運転開始となる。

表 4-4(1) 事後調査等のスケジュール案

工事の種類		工事 1 年目						工事 2 年目						備 考	
		2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12		
		2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24		
工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	NO ₂ , SPM, 気象				■	■	■				■				5~16 か月 4 季 1 週間
	降下ばいじん量, 気象				■	■	■				■				〃 4 季 1 か月
	道路交通騒音										■				16 か月目
	道路交通振動										■				1 回(6~22 時)
	人と自然との触れ合い										■				
建 設 機 械 の 稼 働	降下ばいじん量, 気象		■		■	■	■								1~12 か月 4 季 1 か月
	建設作業騒音					■									9 か月目
	建設作業振動					■									1 日(6~22 時)
造 成 等 の 施 工 に 伴 う 影 響	浮遊物質量(SS)												■		降雨時 7 年 7 月
	人工産卵池の設置			■											仮設沈砂池の撤去後等
	人工産卵地の状況等									■	■				3 月及び 5 月
	重要な種の移植	■	■	■											移植~4 月
	重要な種の定着確認										■	■			6~7 月
	産業廃棄物・残土	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	工事開始から 24 か月
定例会議の実施状況		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	同上
事後調査報告書の提出															27 か月目

表 4-4(2) 事後調査等のスケジュール案

調査内容		供用 1 年目												備 考
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
哺 乳 類	フィールドサイン調査					■	■			■			■	春, 夏, 秋, 冬の 4 季
	小型哺乳類捕獲調査					■	■			■				春, 夏, 秋の 3 季
	自動撮影調査					■	■			■			■	春, 夏, 秋, 冬の 4 季
鳥 類	任意観察調査					■	■			■			■	春, 夏, 秋, 冬の 4 季
	ポイントセンサス法					■	■			■			■	春, 夏, 秋, 冬の 4 季
	ラインセンサス法					■	■			■			■	春, 夏, 秋, 冬の 4 季
	夜間録音調査					■								春季の 1 季
	希少猛禽類		■	■	■	■	■	■						3 月~8 月に 3 日
	爬虫類					■	■			■				春, 夏, 秋の 3 季
両 生 類	直接観察調査		■			■	■			■				早春, 春, 夏, 秋 4 季
	人工産卵地の状況等		■		■									3 月及び 5 月
昆 虫 類	一般採集調査		■			■		■		■				早春, 春, 夏, 秋 3 季
	ベイトトラップ法					■		■		■				春, 夏, 秋の 3 季
	ライトトラップ法							■						夏の 1 季
	陸産貝類							■						夏季の 1 季
	魚類					■		■			■			春, 夏, 秋の 3 季
底 生 動 物	定性採集調査					■		■			■			春, 夏, 秋の 3 季
	コドラート法					■		■			■			
植 物 相	目視観察調査		■			■	■			■				早春, 春, 夏, 秋 4 季
	重要な種の定着確認					■	■	■						6 月~7 月
	水生植物調査		■			■	■			■				※植物相調査
	植生							■						夏季の 1 季
	樹木・樹林等		■			■	■			■				早春, 春, 夏, 秋 4 季
上 位 性 注 目 種 (ノスリ)	生息状況		■	■	■	■	■	■						3 月~8 月
	餌量調査					■		■		■				春, 夏, 秋の 3 季
典 型 性 注 目 種 (タヌキ)	生息状況					■	■			■		■		春, 夏, 秋, 冬の 4 季
	餌量調査					■		■		■				春, 夏, 秋の 3 季

表 4-4(2) 事後調査等のスケジュール案

調査内容		供用1年目												備考	
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		
施設の稼働	騒音レベル			■											N年4月
	低周波音圧レベル			■											
地形改変及び施設の存在	浮遊物質量(SS)						■								N年7月
	パネルの視認状況			■											N年4月
施設の存在	眺望景観の状況			■			■								N年4月、7月
	産業廃棄物	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	N年2月-(N+1)年1月
定例会議の実施状況		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	同上
事後調査報告書の提出															(N+1)年4月

4.2 問合せ先

株式会社ブルーキャピタルマネジメント事業開発部

住 所：〒107-0052 東京都港区赤坂2-16-19

電 話：03-6435-5518

担 当：(仮称)太白CC太陽光発電事業担当

受付時間：土・日・祝日を除く、10時～17時

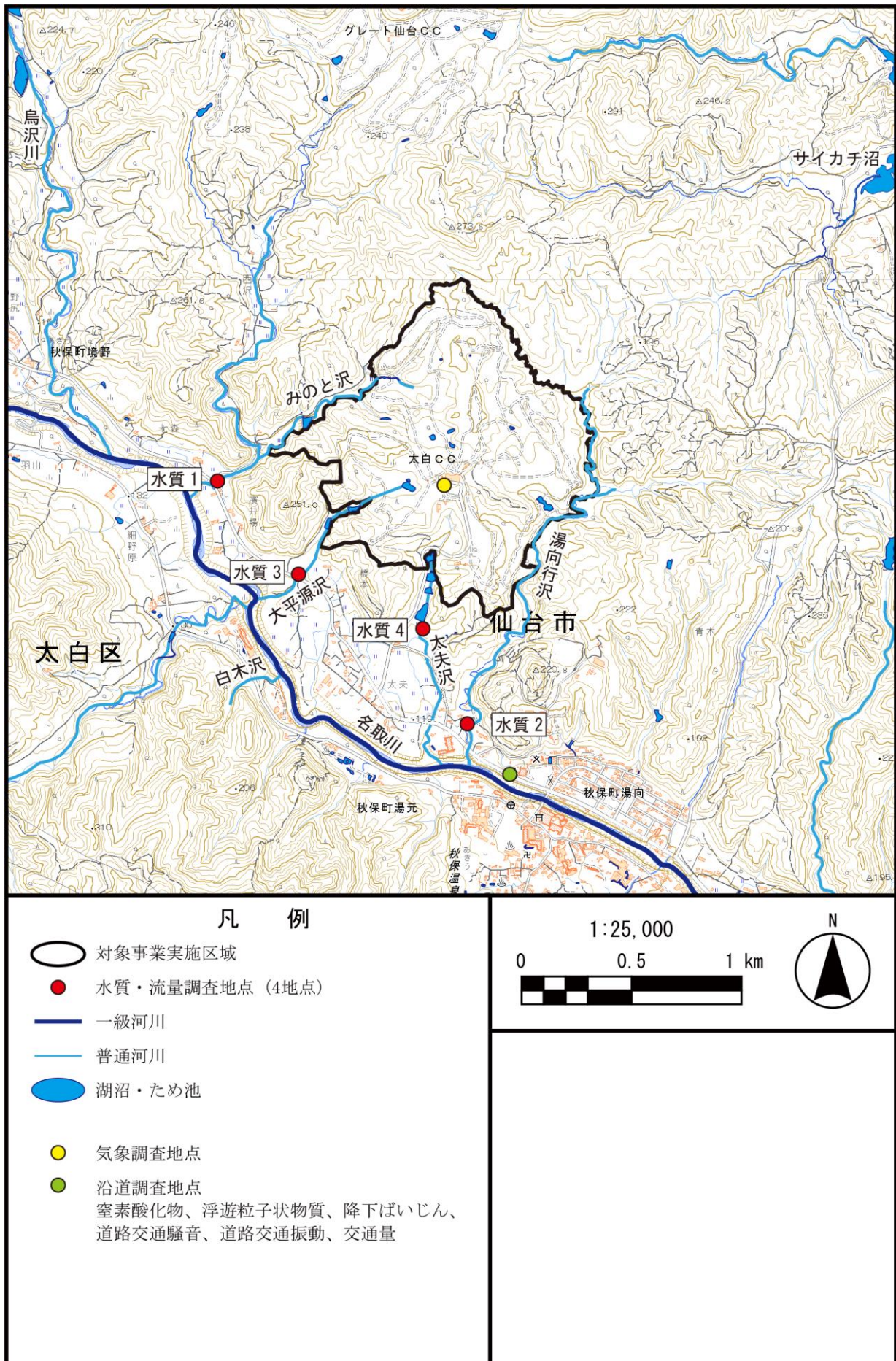


図 4.2-1 現地調査地点の位置図（沿道調査、水質調査）

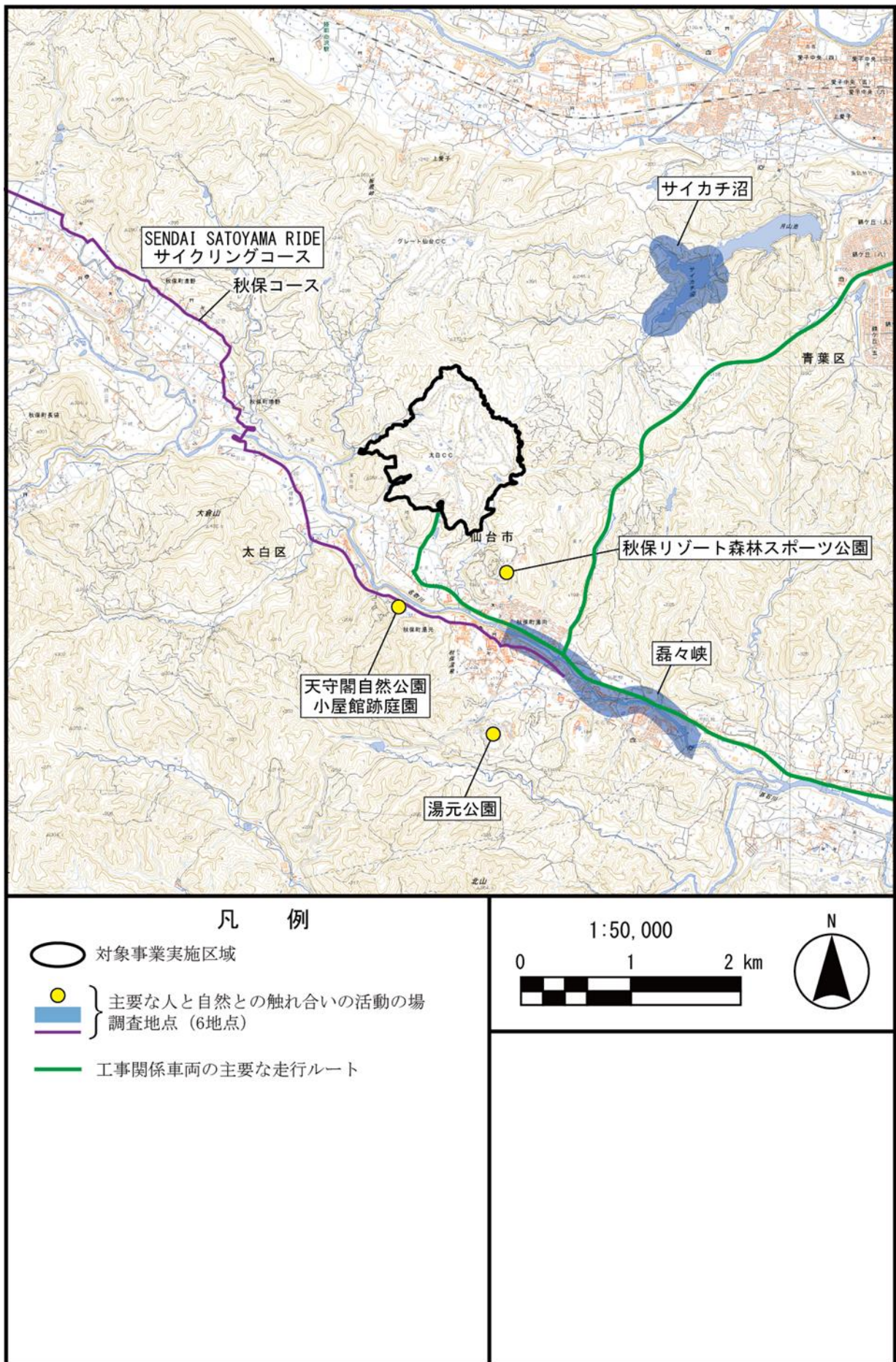


図 4.2-2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

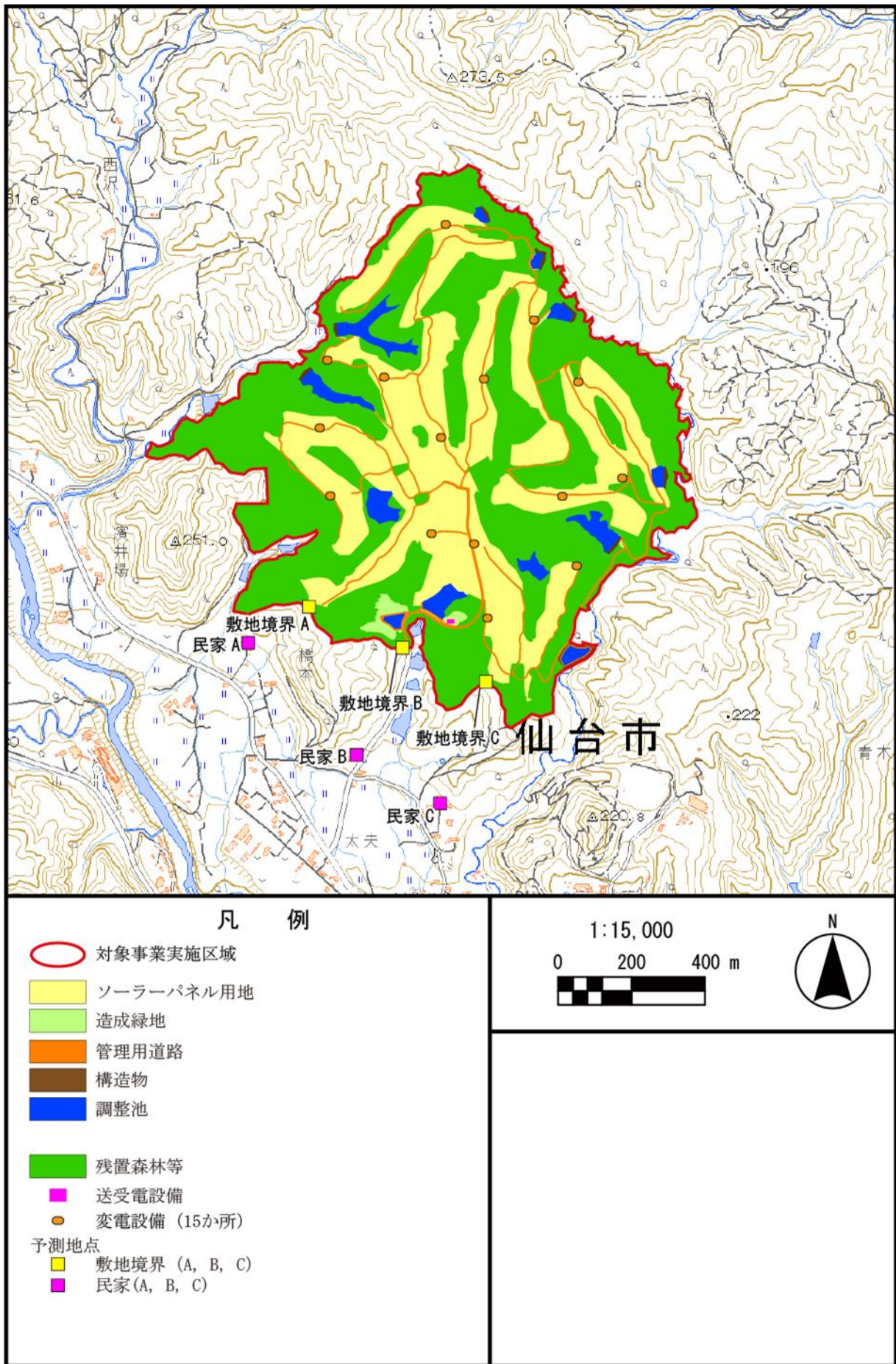


図 4.2-3 騒音の調査地点

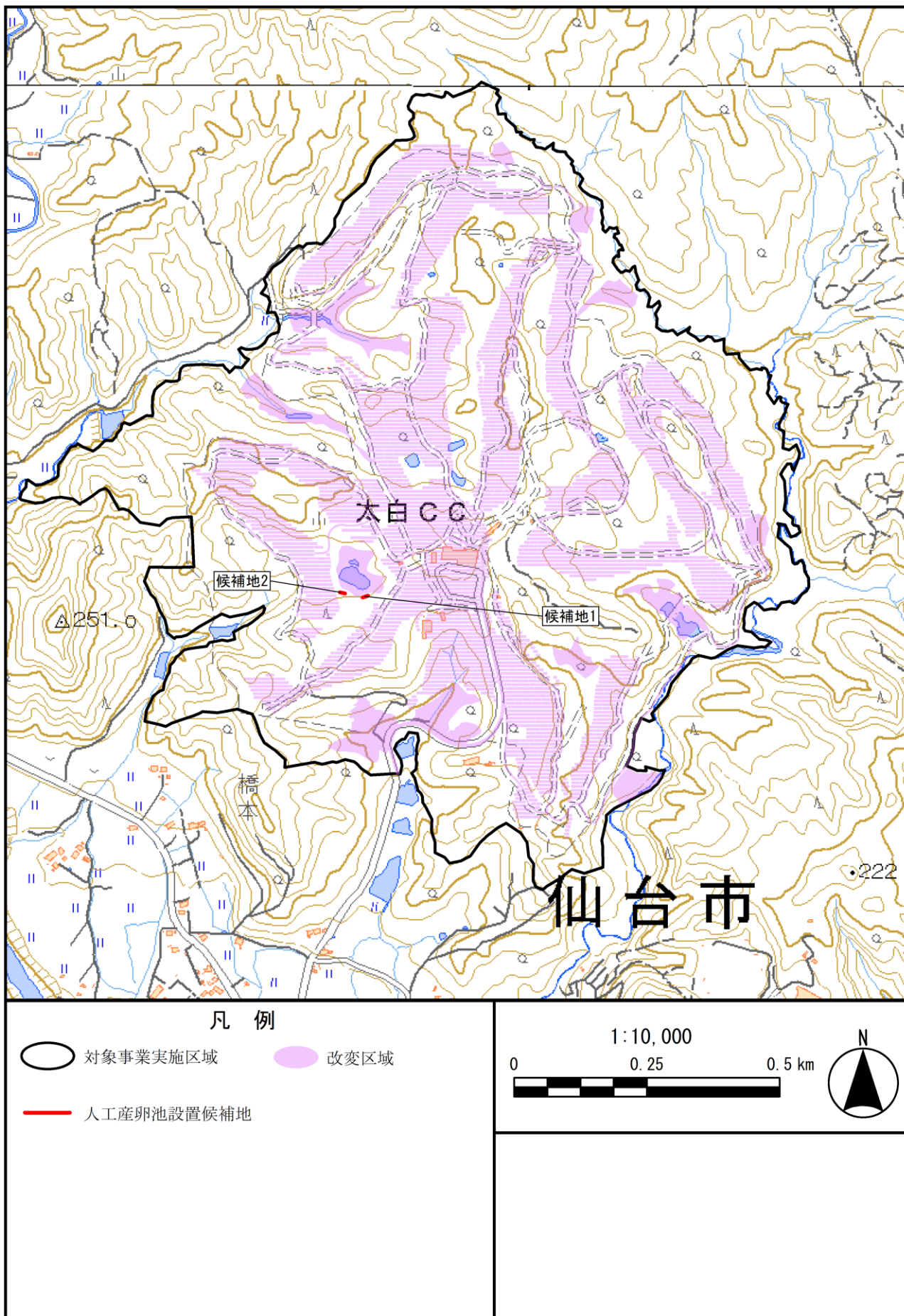

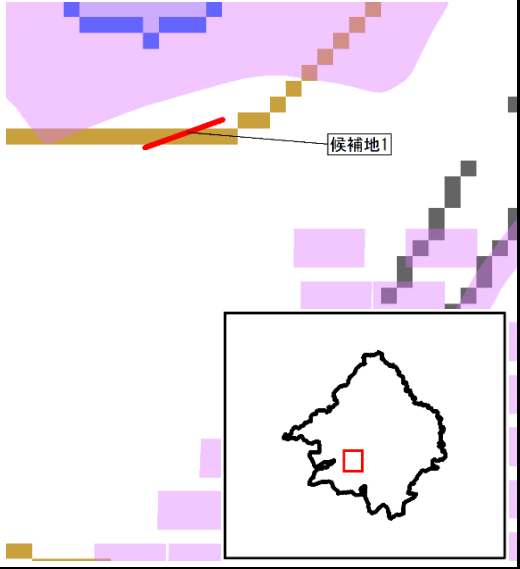

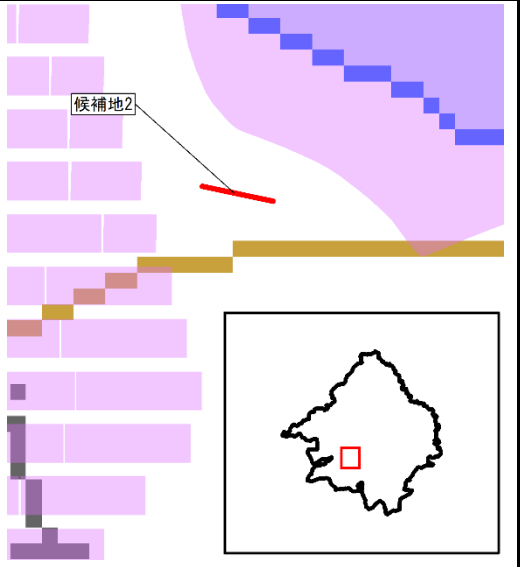


図 4.2-4 人工産卵池の設置候補地

表 4-5 人工産卵池設置候補地の状況

○人工産卵池の構造：長さ 3m × 奥行き 0.5m × 深さ 0.2m

候補地 1	
設置候補地の写真	設置候補位置
	
候補地 2	
移植候補地の写真	設置候補位置
	

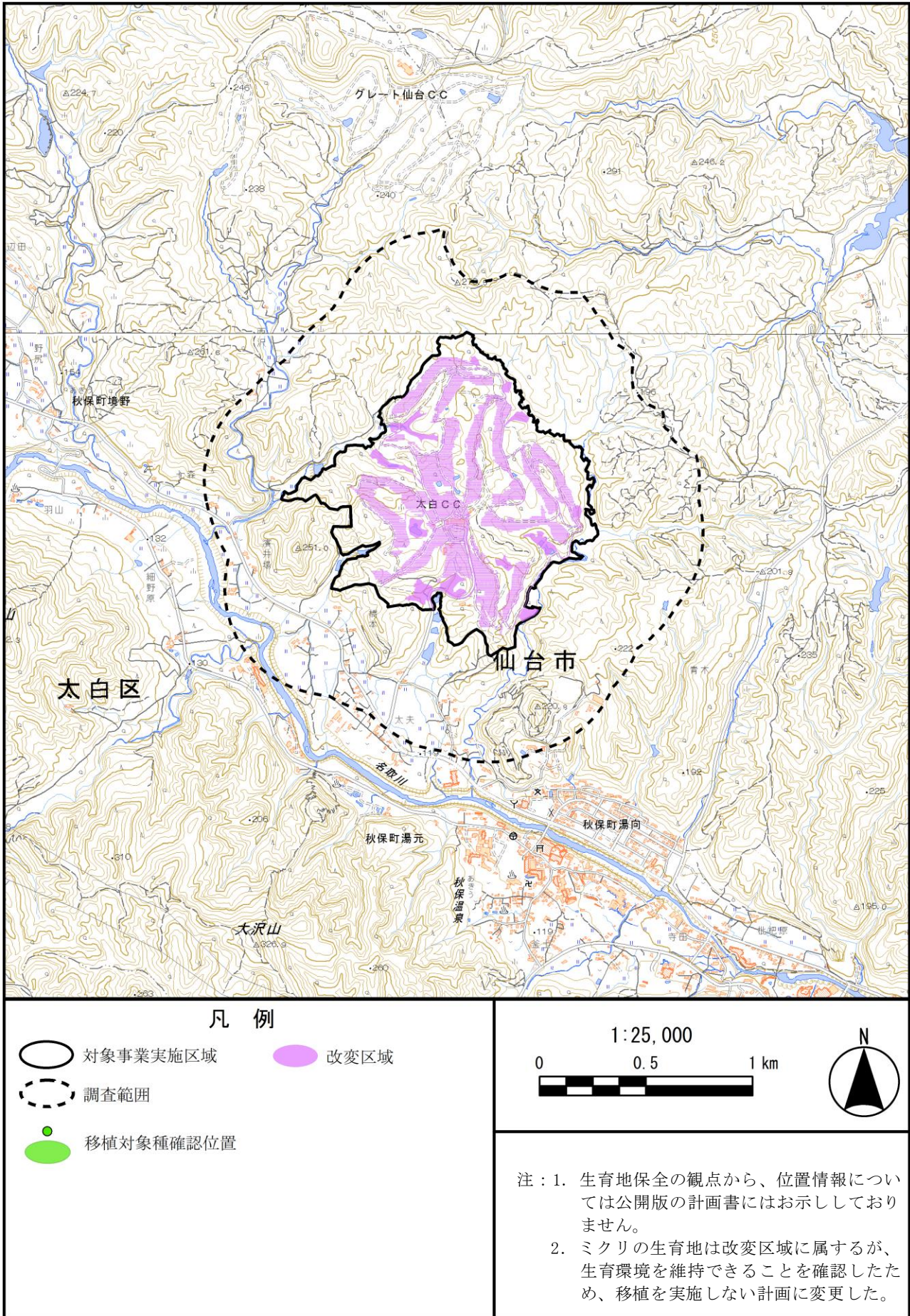


図 4.2-5 移植対象種の確認位置

表 4-6(1) 移植対象種の写真






No.	種名及び株数	写真
①	ヒメシャガ 3株	
②	ヒメシャガ 5株	
③	ナガハシスミレ 約30株	
④	クリンソウ 2株	

表 4-6 (2) 移植対象種の写真

No.	種名及び株数	写真
⑤	ナガハシスミレ 約 50 株	
⑥	ミクリ 約 30 株 (注)	
⑦	ヒメシャガ 5 株	

注：ミクリの生育地は改変区域に属するが、生育環境を維持できることを確認したため、移植を実施しない計画に変更した。

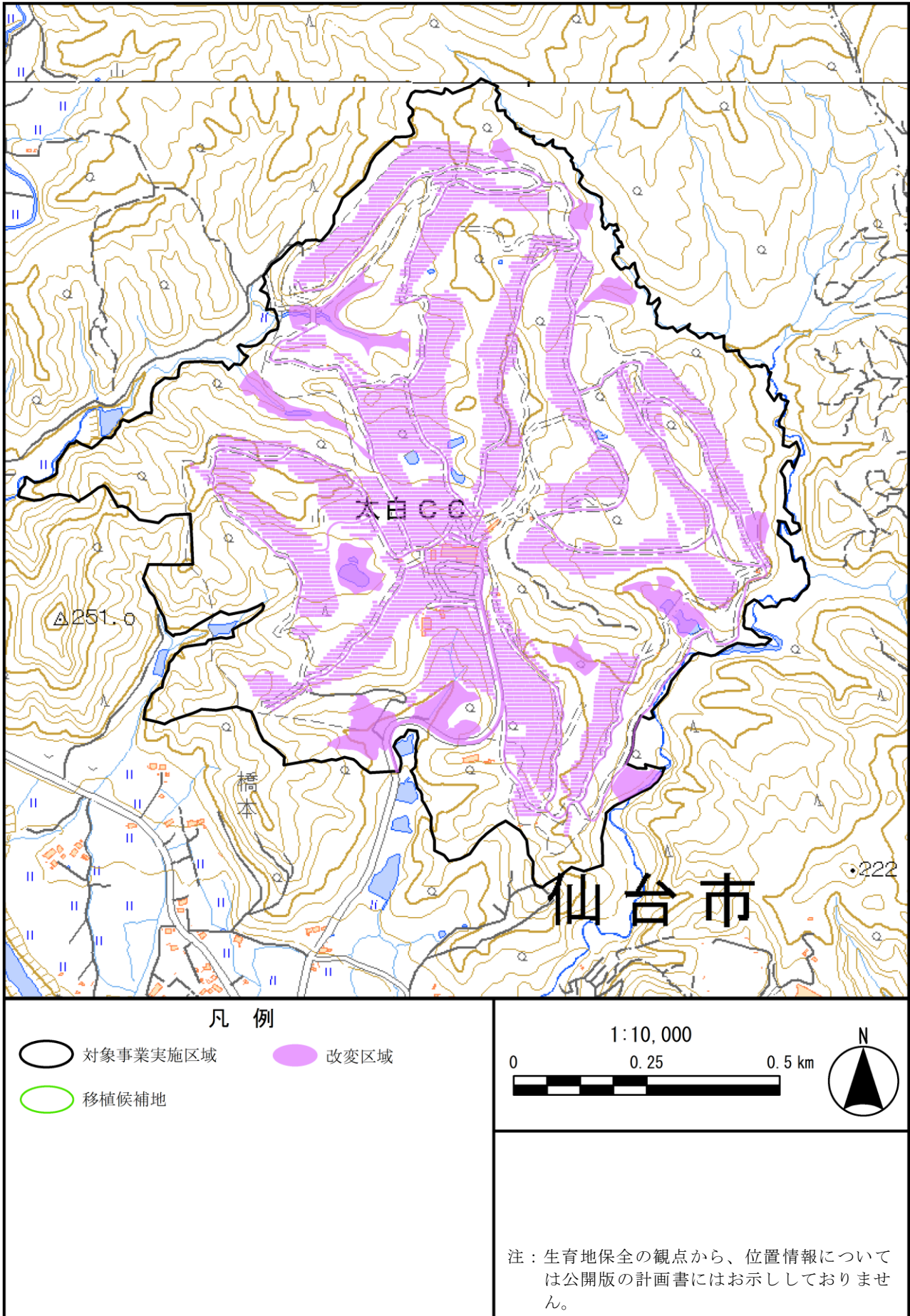


図 4.2-6 植物移植候補地

表 4-7(1) 植物移植候補地の状況

移植対象種：ヒメシャガ	
移植候補地の写真	移植候補位置

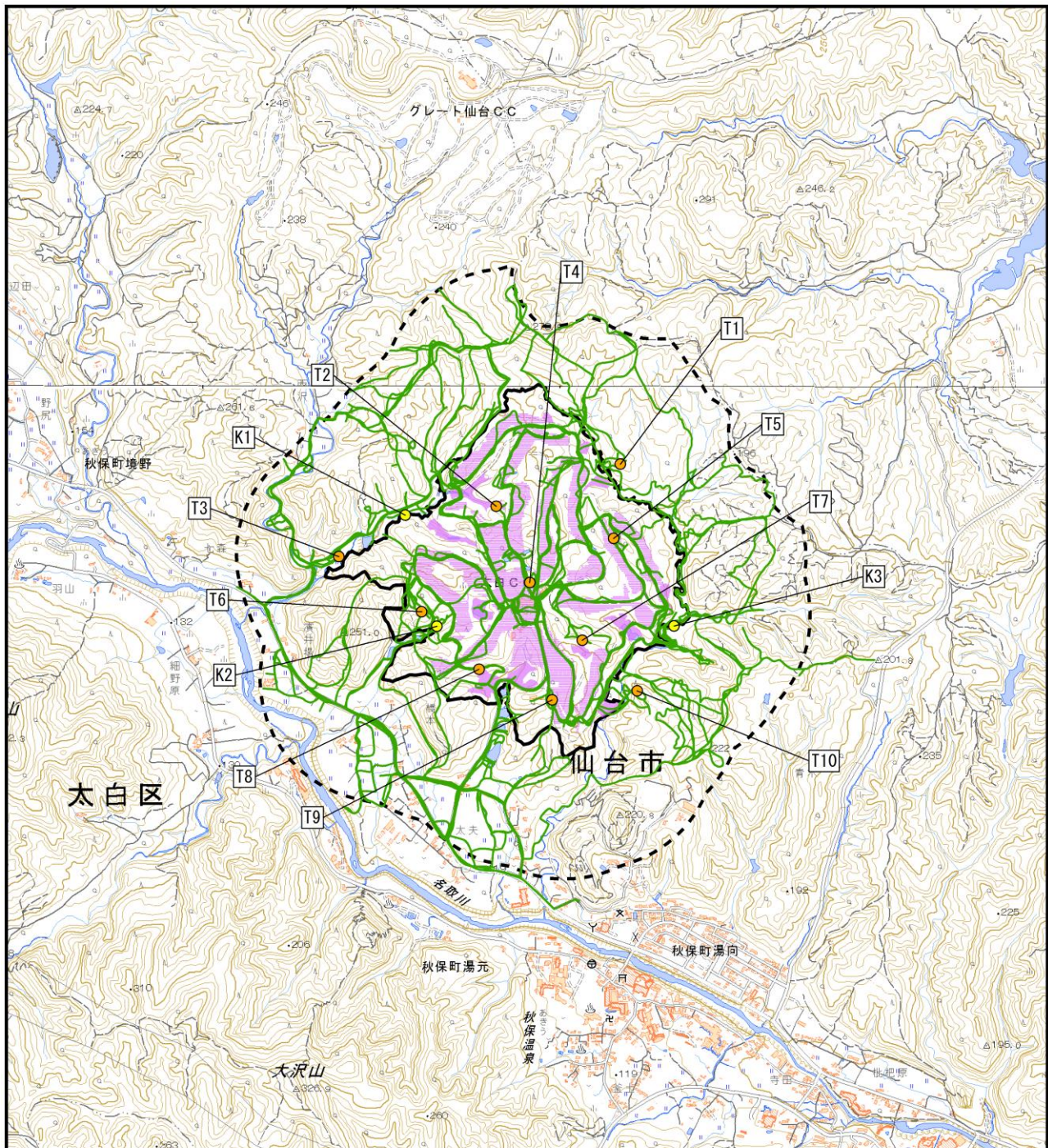
移植対象種：ナガハシスミレ	
移植候補地の写真	移植候補位置

注：生育地保全の観点から、位置情報等については公開版の計画書にはお示ししておりません。




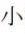


表 4-7(2) 植物移植候補地の状況

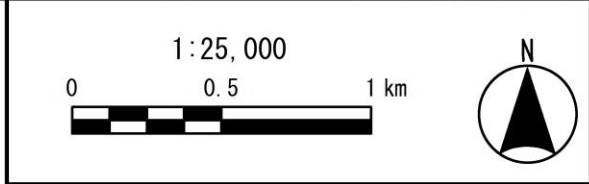
移植対象種：クリンソウ	
移植候補地の写真	移植候補位置

注：生育地保全の観点から、位置情報等については公開版の計画書にはお示ししておりません。



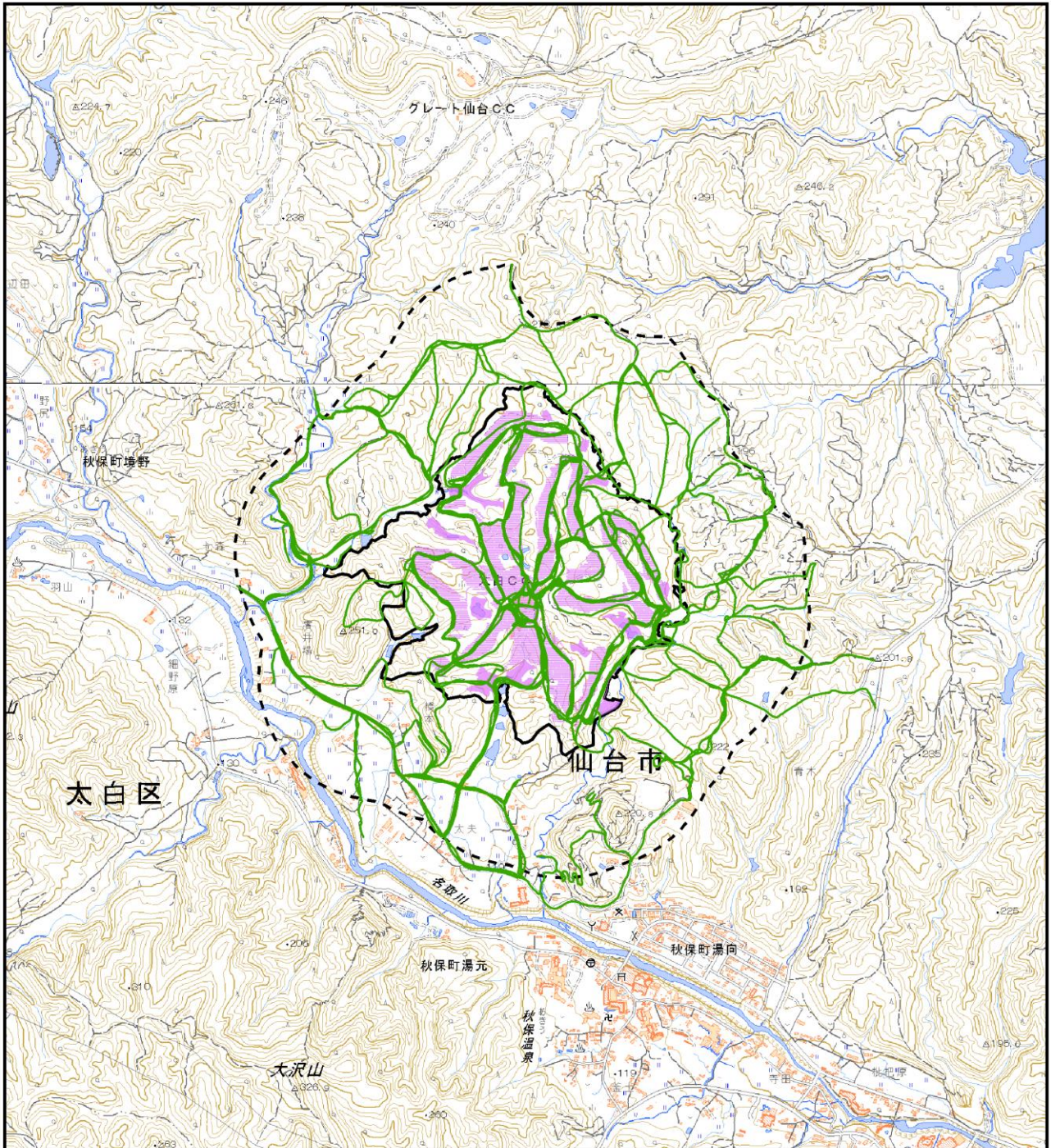
凡例

-  対象事業実施区域
-  変更区域
-  調査範囲
-  小型哺乳類捕獲調査及び自動撮影調査地点 (T1~T10)
-  カワネズミ調査地点 (K1~K3)
-  踏査ルート



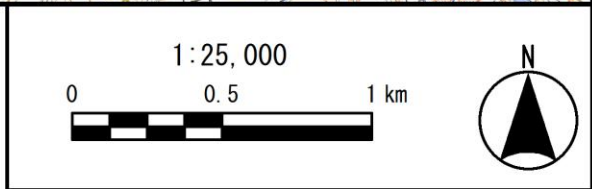
注：踏査ルートについては、現地の状況も踏まえ適宜調整する。

図 4.2-7 調査位置 (哺乳類)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 変更区域
- ⋯ 調査範囲
- 踏査ルート



注：踏査ルートについては、現地の状況も踏まえ適宜調整する。

図 4.2-8(1) 調査位置（一般鳥類：任意観察調査）

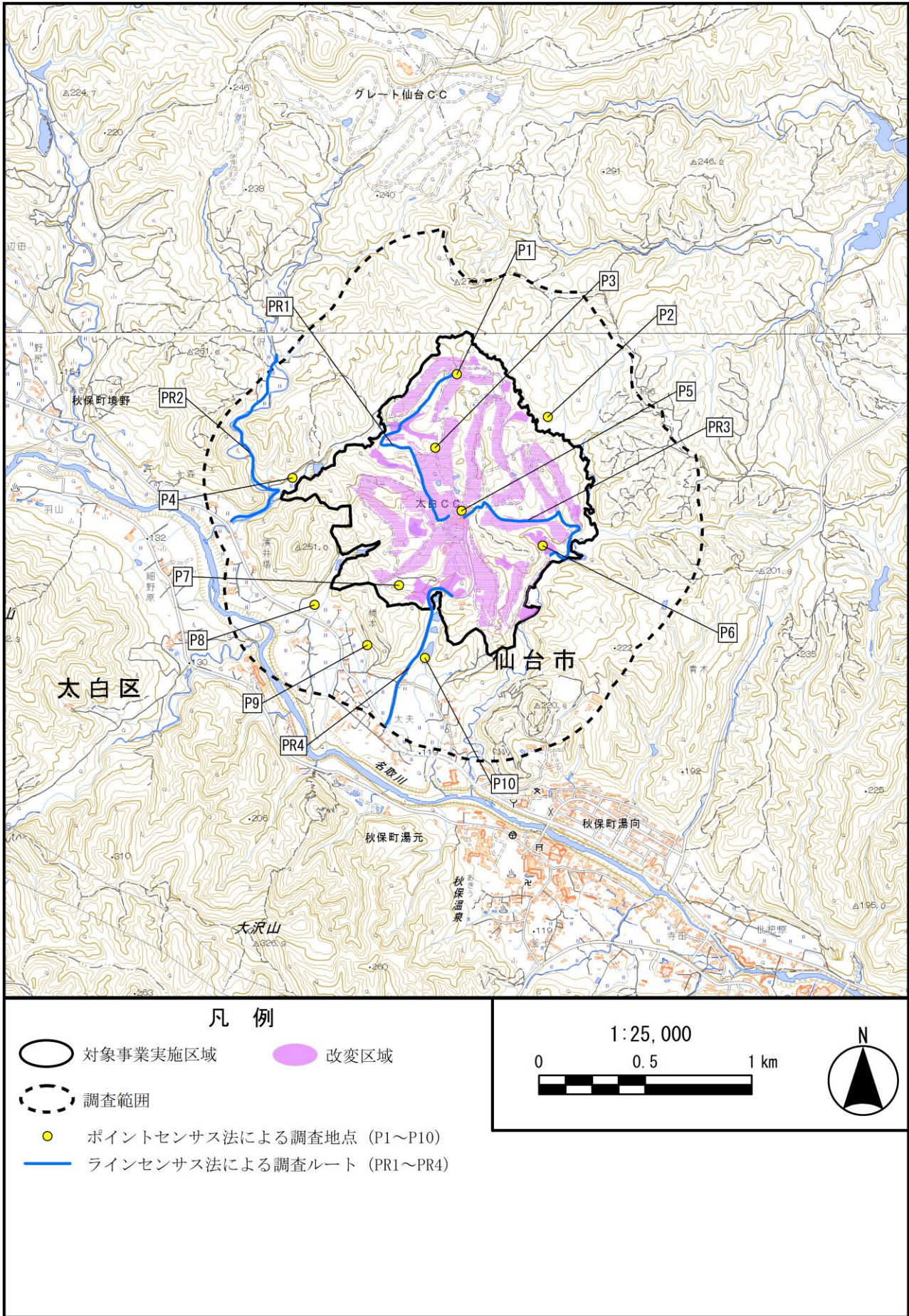


図 4. 2-8(2) 調査位置 (一般鳥類 : ポイントセンサス法及びラインセンサス法)

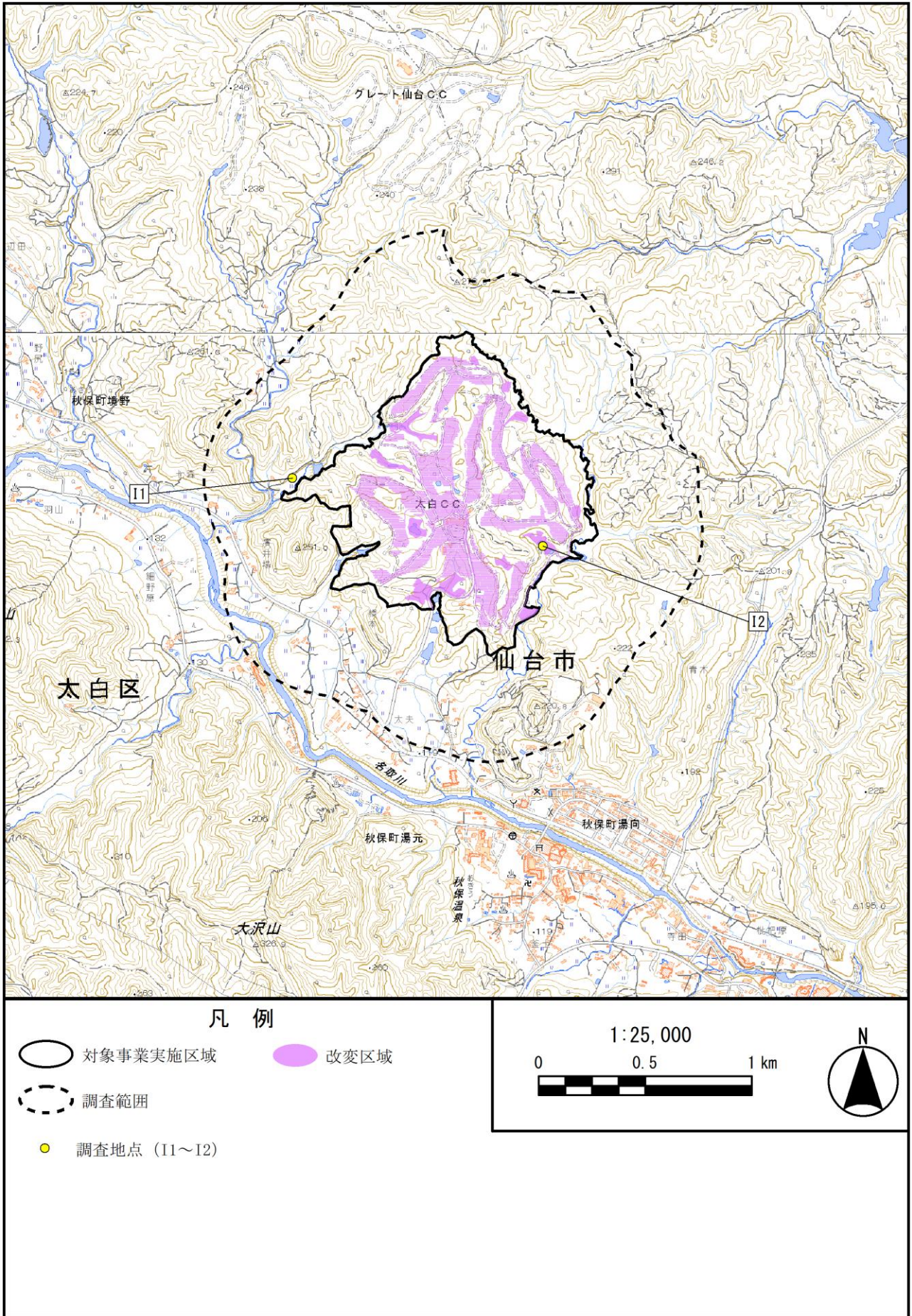


図 4.2-8(3) 調査位置 (一般鳥類：夜間録音調査)